



青森県報

第十九百四十七号 平成十三年十一月十四日(水曜日)

目次

告示

- 農業関連天災の指定の果樹の栽培面積等の一部改正.....(構造政策課) : 一
- 道路の区域の変更.....(道路課) : 一
- 右 同.....(同) : 二
- 道路の供用の開始.....(同) : 三
- 右 同.....(同) : 三

出先機関

- 土地改良区の役員の就任.....(農林水産局) : 四
- 道路の位置の指定.....(土木事務所) : 四

青森県告示第六百十四号

第九号中「七億円」を「十二億円」に改める。

青森県告示第六百十三号

平成十三年七月十三日青森県告示第四百二十六号(農業関連天災の指定の果樹の栽培面積等)の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

青森県告示第六百十四号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

収用委員会

- 公示通知.....(監理課) : 五

正誤

青森県知事 木村守男

- 平成十三年四月一日号外第四十一号表題欄中.....(総務学事課) : 五

3	2	1	番図面
県道	県道	種道路類の	
八戸階上線	橋向五戸線	路線名	変更の区間
三戸郡階上町大字道仮字神山三の一まで	三戸郡階上町大字道仮字神山九の二四から	三戸郡五戸町大字切谷内字菖蒲川下谷地一八の四から	三戸郡五戸町大字切谷内字菖蒲川下谷地一七の一まで
二六〇・五〇メートルから	九四・五〇メートルから	二一・〇〇メートル	二三・〇〇メートル
五八・七〇メートル	三九二・五〇メートル	五五・〇〇メートル	九〇・〇〇メートル
			備考

青森県告示第六百五十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月十三日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。
平成十三年十一月十四日
青森県知事 木村守男

2	1	番図面
県道	種道路類の	
木線	路線名	変更の区間
北津軽郡板柳町大字五幾形字富田三一の六から	北津軽郡板柳町大字三千石字合吉五五の四まで	二一〇・八〇メートルから
北津軽郡板柳町大字三千石字合吉二三の四まで	北津軽郡板柳町大字五幾形字富田二一の六から	二五六・八〇メートルから
一九八・三〇メートルから	一九八・三〇メートルから	一三〇・八〇メートル
二一六・六〇メートルから	二一六・六〇メートルから	一三〇・八〇メートル
前	前	前
後	前	前
五七六・五〇メートルから	一、四二〇・〇〇メートル	敷地の幅員
一九八・三〇メートルから	一、三七三・〇〇メートル	敷地の延長
		備考

青森県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	の供用開始日
県道 橋向五戸線	三戸郡五戸町大字切谷内字切谷内前谷地一の 一から三戸郡五戸町大字切谷内字館ノ谷地八二の一 まで	平成三・二・四
"	三戸郡五戸町大字切谷内字高田沖一の一から 三戸郡五戸町大字上市川字中里谷地五五の一 まで	"

青森県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	の供用開始日
国道 二七九号	むつ市大字奥内字今泉一四五の一から まで	平成三・二・四

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	の供用開始日
県道 五所川原線	三戸郡五戸町大字切谷内字高田沖一の二から 三戸郡五戸町大字切谷内字向田沖三の一まで	平成三・二・四

県道 名川階上線	三戸郡階上町大字田代字下田代の三まで
県道 八戸階上線	三戸郡階上町大字道仮字神山三の二四から まで

青森県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月十三日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用期開始日
石川百田線	弘前市大字堀越字宮本三六から一四の四一まで	平成二・二・四

人事委員会

位置	延長	幅員	指定年月日
三沢市岡三沢八丁目一二〇の三八から一二〇の四〇まで	八六・九七メートル	六・〇〇メートル	平成二・二・五

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月十四日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 消防防災課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

第三条第一項に次の一号を加える。

五 前条第二項第五号の勤務については、五千二百円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

十和田土木事務所告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県国土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

十和田土木事務所長 原田邦治

取扱令

公示通知

土地取用法(昭和16年法律第116号)第四十六条第一項の規定により、次の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、住所その他通知すべき場所を確認することができないもので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成13年11月14日

青森県取用権公示事務局 平田田中

正

副

総務部事課

発行年月日 平成13・11・14 平成外第四回	区分 1	マーシ 福	正
平成13年11月14日	平成13年11月14日	平成13年11月14日	平成13年11月14日

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開催につきて(通知)
二 別紙のとおり
三 通知すべき書類の送達場所
青森県取用権公示事務局(青森県上北郡野辺地町字千草橋61番地)

別紙

土地の所在	氏名	住所
青森県上北郡野辺地町字千草橋61番3	高橋政則	不明 ただし、住民票記載の住所 青森県青森市旭町1丁目10番6号 中里アパート2階
青森県上北郡野辺地町字千草橋61番3	高橋英樹	不明 ただし、住民票記載の住所 青森県上北郡野辺地町字中屋敷38番地 の1
青森県上北郡野辺地町字千草橋61番3	西館一夫	不明 ただし、住民票記載の住所 青森県青森市中央3丁目8番5号 中央荘6号
青森県上北郡野辺地町字千草橋61番3	目時幸治	不明 ただし、戸籍謄本記載の本籍地 青森県上北郡野辺地町字野辺地234番地

青森県上北郡野辺地町字千草橋82番	豆田修平	不明 ただし戸籍謄本記載の本籍地 青森県八戸市根城三丁目22番地の3
-------------------	------	---------------------------------------